

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	Shinwa Wise Holdings株式会社			コード	2437
提出日	2025/8/8	異動(予定)日	2025/8/28		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役、社外監査役の選任議案が付議されるため。				
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	長田忠千代	社外取締役	○													○		有
2	長野享子	社外取締役	○													○	新任	有
3	松永貴之	社外取締役	○													○	新任	有
4	長坂真護	社外取締役														○	新任	
5	謝冰	社外取締役														○	新任	
6	高橋隆敏	社外監査役	○													○		有
7	木内孝胤	社外監査役	○													○		有
8	笥悦生	社外監査役	○													○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	記載事項はございません。	長田忠千代氏は、長年三菱UFJ銀行の要職を務め、日本の企業経営のトップとのつながりも深く、仮想空間やIT等最先端産業の企業経営に対する深い知見があるため、適切な指針・ガバナンスを提供できる人材であります。そのため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立社外取締役として指定しております。
2	記載事項はございません。	長野享子氏は、弁護士として金融規制や投資ファンド等の企業法務を中心に豊富な実務経験と高い専門性を有しております。当社のコーポレートガバナンス体制等の強化に貢献いただくことを期待しており、取締役会の意思決定及び監査・監督機能の強化を図れるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として指定することといたしました。
3	記載事項はございません。	松永貴之氏は、弁護士として、企業法務、M&A、訴訟、紛争対応、コンプライアンス、リスクマネジメント分野において豊富な実務経験を有しています。また、上場会社の社外取締役として、コンプライアンスおよびガバナンス体制の整備、維持に関与し、上場会社におけるガバナンス強化に関しても知見と経験を備えています。松永氏の経験と専門性は当社の最重要課題であるガバナンス体制の強化に大きく貢献するものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として指定することといたしました。
4	記載事項はございません。	長坂真護氏は、アーティストとしての創造力にとどまらず、社会課題にアートで向き合う社会起業家として国際的に活躍しております。特に、アフリカ・ガーナにおいて、「サステナブル・キャピタリズム」という独自の理念のもと、電子廃棄物問題への現地支援やリサイクル工場の設立、教育機関の運営など、継続的かつ実践的な社会貢献活動を展開しています。この芸術的表現を通じた社会課題の発信力は、当社のサステナビリティ推進に大きく資するものであり、また今後の事業領域の拡大、新たな顧客層の開拓、企業価値向上にも寄与するものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。
5	記載事項はございません。	謝冰氏は、長年にわたりアートマーケット評論家および国際的ジャーナリストとして活躍し、アジアおよび欧米の主要オークション市場やアートコレクターと広範なネットワークを築いてこられました。テレビ・出版・講演等を通じてアート市場の発展に貢献するとともに、豊富な実務経験と深い専門知見を有しています。特に、中国・香港を中心とした中華圏の美術市場や古美術の鑑定・取引に精通しており、当社が推進するアジア市場への展開および国際的な価値創造戦略において、謝氏の見識と人脈は当社の事業拡大に大きく寄与するものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。
6	記載事項はございません。	高橋隆敏氏は、税理士としての経験及び会計事務所勤務していた経験から、財務及び会計に関する専門的な見識を有しております。また、2013年4月から当社の子会社の監査役を務められ、当社グループの業務に関して深い見識を有しており、これらの知識及び経験は、当社グループの監査役職務の遂行に有益であることから、社外監査役に指定しております。高橋隆敏氏は、Vistra Japan税理士法人の代表であります。同事務所と当社の一部のグループ会社との間で役員提供等の取引関係がありますが、当社グループ全体で同事務所へ支払った報酬は、当社の連結売上高の0.1%未満、同事務所が受領した売上高の1%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社の監査業務に影響を及ぼすものではないと判断しております。
7	記載事項はございません。	木内孝胤氏は、金融業界で経験を積み、また、衆議院議員を二期務められ国政に寄与され、その間、財務金融委員会理事、外務委員会理事、党国際局長、党幹事長代理、党総務会長代行、党政調会長代理等歴任されました。金融のプロフェッショナルとしての視点を持ち、更にガバナンス、コンプライアンスについても幅広い知識を有していることから、社外監査役として指定しております。
8	記載事項はございません。	笥悦生氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その幅広い見識と豊富な経験により、公正な立場で監査を行っていただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として指定することといたしました。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。